

平成 2 0 年 7 月 1 0 日  
教育委員会会議室（秀栄ビル 2 階）

# 平成 2 0 年第 1 3 回 立川市教育委員会定例会

立川市教育委員会

平成20年第13回立川市教育委員会定例会

1 日 時 平成20年7月10日(木)

開会 午後 1時30分

閉会 午後 2時30分

2 場 所 教育委員会会議室(秀栄ビル2階)

3 出席委員 古 木 光 義 牧 野 征 夫  
中 村 祐 治 宮 田 由 香  
澤 利 夫

署名委員 牧 野 征 夫

4 説明のため出席した者の職氏名

教育長	澤 利夫	教育部長	高橋 眞二
総務課長	小林 健司	学務課長	岡部 利和
指導課長	樋口 豊隆	統括指導主事	堀田 直樹
学校給食課長	石井 雅隆	体育課長	伊東 幸吉
図書館長	清水 啓文		

5 会議に出席した事務局の職員

総務課庶務係 久保 義彦 鈴木 啓史

## 案 件

### 1 議案

- ( 1 ) 議案第 2 7 号 立川市立学校事案決定規程の一部を改正する規程について
- ( 2 ) 議案第 2 8 号 立川市立小学校使用教科用図書採択の基本方針について

### 2 報告

- ( 1 ) 平成 2 0 年度立川市立小・中学校教育課程届の集約・整理について
- ( 2 ) 夏季休業中並びに夏季休業前後の生活指導について
- ( 3 ) 熱中症事故の防止について
- ( 4 ) 「いじめの悩み相談レター」について
- ( 5 ) 中学校職場体験学習について
- ( 6 ) 平成 1 9 年度中学校給食アンケート調査の結果について

### 3 その他

平成20年第13回立川市教育委員会定例会議事日程

平成20年7月10日

教育委員会会議室

1 議案

- (1) 議案第27号 立川市立学校事案決定規程の一部を改正する規程について
- (2) 議案第28号 立川市立小学校使用教科用図書採択の基本方針について

2 報告

- (1) 平成20年度立川市立小・中学校教育課程届の集約・整理について
- (2) 夏季休業中並びに夏季休業前後の生活指導について
- (3) 熱中症事故の防止について
- (4) 「いじめの悩み相談レター」について
- (5) 中学校職場体験学習について
- (6) 平成19年度中学校給食アンケート調査の結果について

3 その他

午後 1時30分開会

## 開会の辞

**古木委員長** 皆様こんにちは。ただいまより第13回の定例会を開催いたします。

署名委員に、牧野委員、お願いいたします。

高橋教育部長より発言がございます。

**高橋教育部長** 本日、五十嵐生涯学習推進センター長につきましては、他の公務のため欠席とさせていただきますので、よろしく申し上げます。

**古木委員長** さようご承知おきください。

## 議案

### (1) 議案第27号 立川市立学校事案決定規程の一部を改正する規程について

**古木委員長** それでは、本日の案件は、議案が2件、報告6件、その他となっております。

それでは、議案第27号 立川市立学校事案決定規程の一部を改正する規程についての説明を樋口指導課長、よろしく申し上げます。

**樋口指導課長** それでは、議案第27号についてご提出させていただきます。立川市立学校事案決定規程の一部を改正する規程についてでございます。

これは、東京都が、東京都の職員に対しまして、本年4月1日より育児短時間勤務制度を導入するのに伴いまして、従来からある制度の育児休暇、育児休業、部分休業に加え、この育児短時間休業を加えるものでございます。

学校事案決定規程の一部を改正する規程の改正前、改正後をごらんいただきまして、職員に対する服務に関することの中の校長の第4項、この部分に育児短時間勤務に関することが加わります。

同様に、副校長のほうは、職員の服務に関することの1の中に、同様に育児短時間勤務に関することとつけ加えさせていただいたものでございます。

なお、この育児短時間勤務という制度でございますけれども、小学校就学の時期までに達するまでの子どもを養育する職員、ただし、育児短時間勤務をすることができない職員といましては、非常勤職員、臨時的任用職員、定年退職日の翌日以降引き続き勤務している勤務延長職員、配偶者が育児休業をしている職員などはこの対象外というふうになります。

請求の単位でございますけれども、1カ月以上1年以下ということでございます。

また、育児短時間の勤務形態でございますけれども、幾つかのパターンに分かれておりますが、1日4時間勤務を5日間行う形、1日5時間の勤務を5日間行う勤務の形、1日8時間勤務を3日間続ける勤務の形、またそれらを組み合わせたような形での勤務というようなさまざまな勤務形態がございます。

東京都の制度導入に伴っての改正でございます。

以上でご説明を終わらせていただきます。

**古木委員長** 説明が終わりました。

ただいまより質疑を承ります。ご質問はございませんか。中村委員。

**中村委員** この趣旨はよく理解できました。しかし、例えば小学校担任の場合の子どもに対する影響その他の配慮というのはどうなさるかということ。中学校ももちろんだと思いますが、中学校の場合は何とかと思いますけれども。

**古木委員長** 質問がありました。樋口指導課長。

**樋口指導課長** 本市におきましては、1名の希望が出ておりまして、夏季休業中にこの制度を使用するというところでございます。

ただ、一般的に申し上げまして、これ7月1日からということでございますので、各区市でもご質問いただいたような懸念があるということは私も聞いておるところでございます。

**古木委員長** よろしいですか。

**中村委員** はい。

**古木委員長** ほかに質疑はございますか。

ご質問ないようですので、採決いたします。

議案第27号 立川市立学校事案決定規程の一部を改正する規程について、賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

**古木委員長** 全員の賛成によりまして、本議案は提案どおり承認されました。

## 議 案

### (2) 議案第28号 立川市立小学校使用教科用図書採択の基本方針について

**古木委員長** 次に、議案第28号 立川市立小学校使用教科用図書採択の基本方針についてを議案といたします。

説明を樋口指導課長、お願いいたします。

**樋口指導課長** 27号のご承認ありがとうございました。

議案28号を続けてご提案させていただきます。立川市立小学校使用教科用図書採択の基本方針についての変更を行わせていただきたいというふうに考えております。

資料の1ページのほうをごらんをいただきまして、立川市立小学校使用教科用図書採択の基本方針案が示されてございます。

まず1点目、変更させていただきたい点につきましては「1 採択についての基本方針」の部分でございます。

この中で「市立学校における教科用図書（学校教育法附則第9条の規定による一般図書を除く）」という文言でございます。

これは、従来第107条教科書と呼ばれておりました特別支援学級の一般図書でございますが、学校教育法の改正に伴いまして、この特別支援学級あるいは特別支援学校の一般図書が、

学校教育法附則第9条の規定によると変更がございましたので、その部分の変更をさせていただきたいというふうに考えております。

第2点目でございますが「2 採択のための機関・組織・任務」、その2枚目でございますけれども、(4)番に「特例処置」という部分を今回入れさせていただきたいと考えております。

前回の採択から、新たに文部科学省の検定を経た教科用図書がない場合は、選定検討委員会及び研究調査部会を設置することなく、前回の採択で用いた調査資料等を利用し、採択することができるという部分でございます。

この根拠でございますけれども、平成20年4月2日に文部科学省初等中等教育局教科書課長より、平成21年度使用教科書の採択事務処理についての通知がございます。

その中で、小学校用の教科書については、教科用図書選定審議会の開催などは法令によって行わないものとされていること。なお、平成21年度から使用する小学校用教科用図書については、新たに文部科学大臣の検定を経たものがないことから、法第13条第4項の規定に基づき設置する協議会の協議以外の事務については、採択権者としての自覚と責任のもと、採択手続の一部、例えば選定委員会の設置等に関する事務を簡略化することも可能である、このような通知が出ております。それを受けまして、東京都教育委員会からも同様に東京都教育庁指導部管理課から同様な通知が来てございます。

この一部簡略化というものにつきましては、教育委員会の下部機関である調査委員会等を開催しないことも可能である。その場合には、設置要綱等、各区市町村の規定に抵触しないようにご注意くださいというようなことで同様の通知が参っております。

そのようなことから、今回の小学校用教科用図書の採択につきましては、選定検討委員会や調査研究部会を設置せずに、前回使用した調査委員会等の資料によりまして、教育委員の責任と権限においての採択というふうにしたいというふうに考えておるところでございます。

以上、議案のご説明でございます。

**古木委員長** 説明が終わりました。ご質疑を承ります。質問のある方は挙手をもってお願いいたします。

**中村委員** 関連した質問ですけれども、移行に関するものというのは出る予定があるのか。移行措置に対応したものの、その場合の委員会との関連の質問です。

**古木委員長** 樋口指導課長。

**樋口指導課長** この教科用図書の採択につきましては、教科用図書そのものの採択でございますので、移行用の措置としての資料等が今後文部科学省から配布されることになると思いますけれども、今回提案させていただいています議案につきましては、あくまで教科用図書の採択ということでご理解いただきたいと思います。

**古木委員長** 質疑を終わります。

それでは、お諮りいたします。議案第28号 立川市立小学校使用教科用図書採択の基本方

針についてを提案どおりご承認いただける方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

**古木委員長** 全員挙手。よって、本案は提案どおり承認されました。

**樋口指導課長** 委員長。

**古木委員長** 樋口指導課長。

**樋口指導課長** ご承認ありがとうございました。

それでは、この基本方針の改正に伴いまして、教科用図書選定検討委員会の要綱も同様に改正をさせていただきたいと思えます。

また、今後のスケジュール、教育委員の皆様のご権限と責任における採択の手順等につきましては、後日また詳細をご説明させていただきたいと思えます。

私どもが考えておりますのは、この教育委員会室を一定期間、教育委員の皆様が適宜ご利用して、本年度の教科用図書の趣意書、それから教科書、それから前回の資料等をここに設置をいたしまして、委員の皆様がご自由に研究ができるように準備を進めたいと思えます。よろしくお願ひいたします。

**古木委員長** よろしくお願ひいたします。

具体的な日程等については、後ほどまたよろしくお願ひいたします。

## 報 告

### (1) 平成20年度立川市立小・中学校教育課程届の集約・整理について

**古木委員長** それでは、議案の審議を終了いたしまして、2番の報告に移ります。

報告の(1)番、平成20年度立川市立小・中学校教育課程届の集約・整理について報告をお願いいたします。

堀田統括指導主事。

**堀田統括指導主事** 平成20年度立川市立小・中学校教育課程届の集約・整理についてご報告いたします。

お手元の資料、1枚めくっていただきまして「学校の基本方針と立川市教育委員会教育目標の基本方針との関連」をごらんください。

小学校20校、中学校9校の各目標等につきまして、こちらのほうで集約いたしました。

昨年度に比べまして、特に各学校、目標として入れている内容につきましては、基本方針の「幼・小・中・高校等との連携」、こちらのほうが昨年度は小学校4校、中学校も4校、計8校でしたが、今年度は26校と非常にふえております。

同じく、基本方針の「読書活動の推進」につきましても、昨年度は小学校7校、中学校3校、合わせて10校が、今年度は小学校18校、中学校6校、計24校とふえております。

また、基本方針「市民の教育参加と学校改革の推進」につきましても、教員の資質、能力の向上につきまして、こちらのほうが昨年度は小学校4校、中学校2校、計6校から、今年度は小学校9校、中学校4校、計13校とふえております。

続きまして、下の表「 学校の基本方針・指導の重点と学校教育の指針との関連」についてですが、こちらのほうにつきましては、小学校は、右側のほうの「イ 体験活動を生かして社会に貢献する精神や生き方を考える力、実践力の育成」、こちらのほうが昨年度の7校から12校に、同じく右側の「ウ 郷土意識の育成」につきましては、昨年度の2校から6校にふえております。

中学校につきましては、の「確かな力の育成を図る教育の推進」の中の「オ 小学校入学時の適応指導と幼・小・中の連携教育活動の充実」、こちらのほうが4校から9校にふえております。

「 自他の生命を尊重し、やさしい心をはぐくむ教育の充実」、こちらのほうも、中学校は「ア - 2 いじめのない豊かな人間関係の育成と道德教育の充実」が4校から8校に、「イ 問題行動の早期発見・早期対応と教育相談の充実」、こちらも4校から8校にふえております。

「よさを伸ばし、個を輝かせる教育の充実」の「ウ キャリア教育の充実・推進」につきましては、中学校が3校から6校とふえております。

続きまして、1枚めくっていただきまして、番、学校教育法施行規則の関連の資料です。

こちらのほう、1点訂正がございます。学校教育法施行規則の第24条2となっておりますのは第51条の間違いでございました、申しわけございませんでした。訂正をお願いいたします。

昨年度に比べまして、こちらのほう、各学校の平成20年度の実施予定時数についてです。

平成14年度からの学習指導要領に書いてございます標準授業時数、こちらの時数と比較しまして、特に各学校が時数を多く配分している教科についてご説明いたします。

小学校につきましては、国語については、19校が175時間、第6学年の175時間を超えております。

算数につきましても、19校が175時間を超えております。

音楽につきましては、18校を超えているという状況です。

続きまして、右側 番。中学校になりますが、こちらも学校教育法施行規則第54条2となっておりますが、第73条の誤りです。訂正して修正をお願いいたします。第73条です。

中学校につきましては、平成14年度からの標準授業時数、こちらを超えて設定している教科につきましては、国語、社会、数学、理科、外国語、特別活動につきましては、全9校とも超えて授業時数をとっております。

特に、授業時数を多くとっている教科につきましては、特別活動、こちらのほうが35時間、第3学年となっておりますが、市の9校の平均は43時間となっております。

続きまして、1枚めくっていただきまして、「 立川市立小・中学校年間授業日数」についてです。

こちらは、昨年度なかった資料で、新たに今年度入れた資料となっております。

授業日数につきましては備考欄をごらんください。備考欄につきましては、網かけの部分

は、振りかえ休業日をとらないで授業を実施しているという状況です。各学校の状況がそれぞれに書いてございます。

右側、休業日の授業実施について。休業日に授業を実施している状況、どのような学校行事等で実施しているのか、また学校行事以外で実施しているのかの一覧となっております。ごらんいただけたらと思います。

続きまして「平成20年度「中学校選択教科開設状況」」についてです。

昨年度と大きく変わっている点だけご説明いたします。

第五中学校が、1年生、選択教科を昨年度は30時間しておりましたが、今年度は開設せずとなっております。

第七中学校、3年生ですが、昨年度選択教科が165時間開設しておりましたが、今年度は110時間と減っております。

続きまして、1枚目くっていただきまして「立川市立小・中学校総合的な学習の時間の学習課題及び特色ある教育活動」についてです。

総合的な学習の時間の学習課題としましては、小学校20校全校が設定している課題としましては、ウの国際理解教育、エの外国語会話は20校全校が実施しております。

中学校につきましては、セの職場体験が9校全校実施しております。

2番の「特色ある教育活動」につきましては、昨年度との大きな変更点につきましては、小・中連携の視点が入っている学校、また読書活動についての内容が入っている学校、また高等学校との連携が入っている学校等があります。

以上で、平成20年度立川市立小・中学校教育課題届の集約・整理についての報告を終わります。

**古木委員長** ありがとうございます。

特に、ご質問ございませんか。牧野委員。

**牧野委員** 1点は、立川八中の1年生は開設していませんよね、ことしの中では。おとしのことはわかりませんが、五中と同じように1年生の選択教科開設はゼロですよ。

**堀田統括指導主事** はい。

**牧野委員** これは去年もそうだったのかどうかというのが1点目です。その中で、選択教科は、1年生はゼロから30時間という規定がありますけれども、ゼロから30時間の中で、ほかの学校は32とか幾つかありますよね。この学校の30時間の対応はどこに持ってきているのかというのが一つと、2点目は、いつも言っていますが、特別活動、特色ある教育活動、特色あるというのとは一体何なのか。特色とは何ですか、学校の。それをまず確認。それによって、この教育活動の内容が変わってくるということを考えますので、2点目は以上です。

それから3点目は、新しい学習指導要領が今提示されましたよね。その中で、本年度からやっぴいものが幾つかありますけれども、そういう中で、やはり市民力ですとか、郷土を

愛するとか、道徳もしくは教科等の中での問題が本年度からやっていいというふうなことが挙がりますけれども、第2表の のオのところ。市民力、立川市は市民力の強化ということ結構打ち出していると思います。そういう中で、やはり小学校5校、中学校1校という、こういう数になってきているのは、どういう教育委員会としての指導をしているのかというのが3点目です。

それだけ教えてください。

**古木委員長** ご質問3点につきまして、堀田統括指導主事、お願いいたします。

**堀田統括指導主事** まず、第五中学校と第八中学校の選択の時間数なんですが、第八中学校につきましては、昨年度も1年生についてはゼロで開設せずとなっております。第五中学校につきましては、昨年度30時間、今年度はゼロというふうになってきております。

こちらのほうの時間数につきましては、第五中学校につきましては、1年生は総合的な学習の時間を100時間設けております。第八中学校につきましても、1年生の総合的な学習の時間を101時間と設けております。ですから、選択の割合を総合的な学習の時間の割合のほうに持っていったらという実情です。

続きまして、特色についてなんですが、各学校、地域等の特色を生かしてということで、また児童、生徒等の実態に応じた形で特色を設定している状況です。特に、中学校区におけます人権教育の推進、また小・中連携教育の推進等も含めまして、各学校では特色を設定しております。また、地域にあります施設、そういった状況、学習環境に使えるようなもの、自然環境、そういったものも特色に生かしている状況です。

また、時間の弾力的な運用ということで、モジュールの設定、例えば第七小学校におきましては、週に5日間、10分間のスキルアップタイムを設けまして、算数と国語の学習を年間36時間設定していたり、中学校におきましては、第三中学校で週5日間、毎日15分間、総合的な学習の時間で年間35時間、第七中学校では、とちの葉タイムという名称で週に3日間、毎回10分間ということで年間21時間、第八中学校も、週5日間、1回につき10分間の総合的な学習で年間35時間、第九中学校につきましても、週に3日、1回10分間で年間21時間の総合的な学習の時間を設定するなど、各学校で特色ある教育活動を展開していくという内容となっております。

3点目のご質問の市民力ということなんですが、本市ではさまざまな人材を活用しております。学習支援ボランティアを初め、各指導員等の人材活用を行っております。

多くの市民の力をかりまして、学校教育の運営を行っていく、そういう実情を踏まえての市民との協働という視点での各学校の取り組みが重視されているということです。

**古木委員長** ご説明は終わりました。牧野委員。

**牧野委員** 統括が理解できているかどうかというのを確認したいんですけども、僕は、特色ある学校教育とは何ですかと聞いたんです。各学校でやっているのはわかっています。何がやっている、どこの学校、みんないろいろなものをやりながら5時間、6時間とやっていますよね。それが1つ目、特色というのは一体どういうものを言うのか。

それからもう一つは、市民力の中でも、どこの学校も市のボランティアの方が多く入っているんですよ。これも実際もう数年前から入ってきて、大変よくやっていたらというの理解できているんです。その中で、こういう学校方針、指導方針、重点の関連の表の中に のオの中ではたった5校と1校しか入ってこない。これは、やっているのにもかかわらず入っていないのかどうかは、この辺は問題なんですけれども、そういう意識を持っていないのかどうかというのも課題なんですけれども、そういったことを今統括に質問したわけです。

**堀田統括指導主事** はい、失礼いたしました。

**古木委員長** では、堀田統括指導主事。

**堀田統括指導主事** まず、2点目の市民力についてですが、各学校の教育課程の基本方針の中には確かに明記されていません。今回につきましては、教育課程届の文言に明記されているものをこちらのほうで集約した形となっております。各学校では、既にこういう活動はやっておりますが、もう既に定着しているという学校については、あえて明記されていないというふうにとらえております。

昨年度につきましては、このオの市民との協働につきましては、小学校は15校、中学校は3校明記されておりましたが、今年度は5校と1校というふうに減っております。これは、もう既に定着しているということから明記されていないものととらえております。

1点目の特色についてですが、特色ある教育活動のとらえというところによろしいでしょうか。

**牧野委員** うん。統括がとらえている特色ある学校とは一体どういうもの。そして、その中でこういうデータを使うでしょう。各学校から上がってきた状況、特色ある教育活動というのがずっとありますよね。これがやっぱりすべて特色あるというふうに考えているのか。これは、統括が来る前の指導課の指導の中で、ことしの3月に各学校が出されてきた教育課程の一部だろうと思いますから、なかなか答えにくいだろうと思いますけれども、もしわかったら結構です。

**古木委員長** 堀田統括指導主事。

**堀田統括指導主事** やはり他校で実践していないその学校のオリジナルな取り組みととらえております。

**牧野委員** いいです、進めてください。

**古木委員長** やはりこういう表になるときに、外部から拝見していて、小学校20校、中学校9校が全部あるのが望ましいとは思いますがね、牧野委員、いかがですか。

**牧野委員** それはそれで各学校の特性がありますから、その中で違って当たり前のことで、それをまた同じにしてしまうと画一的になって、教育は何をやっているんだということになりますから、そんなのではないんですよ。

例えば、第一小学校の学力向上をはじめ、5つの特色ある教育活動がありますよね。これはこれでまた一小の中でいいんです。ただし、教育課程の中で、統括が考える特色ある教育

活動とは、一体どんなことを特色ある教育活動というのかということを知りたかった。

それは、去年やっている中でこれは全部書いてありますから、これはわかるんです。ちょっといじわるな質問かもわかりませんが、考えて答えてもらおうとありがたい。

**古木委員長** 堀田統括指導主事。

**堀田統括指導主事** 特に今年度取り組まれているということで、すみません、繰り返しになるかと思いますが、小・中連携教育活動、こちらのほうは本市の特徴、特に特色と私は考えております。そちら、明記されておりますのが、第一小学校、こちらのは小・中連携ということで明記されております。

また、今年度新たに第六中学校では砂川高校との連携というのが入っております。これも大きな特色と考えております。特に、キャリア教育の視点からも中・高の連携というのは非常に重視されるべきことで、ほかの学校にはない特色、また第六中学校の学校の環境、隣に砂川高等学校があるという学校の環境条件を生かした特色を明記したものだとしております。

また、第八小学校につきましては、本年度外国語活動を校内研究の主題として設定しておりますので、昨年度にはありませんでした国際理解教育、こちらのほうを特色として明記されております。これは市内では第八小学校が国際理解教育、特に外国語活動、こちらについて研究を進め、また市内20校に発信するという役目を担った形での特色ではないかと考えております。こういった形でほかにもございますが、私は特色だと考えております。

**古木委員長** 牧野委員。

**牧野委員** いいです、それで今回押さえておきます。

**澤教育長** 個別にもう少し説明があれば、これが特徴だというのは、多分出てくると思うんです。これは、表になってしまっているから、なかなか全部読み切れない、題名だけしか出ていないので。

**牧野委員** これは結構です。

**古木委員長** 中村委員。

**中村委員** 質問1点と要望2点です。

質問です。ここが、今牧野委員から指摘があったとおり、20になるというのは望ましいとは考えていません。しかし、1表の上、人権教育と思いやりがそれぞれ小学校で19。それから、下の表の の基本的人権云々が小学校18、これはこれで私いいと思うんですが、ただ、なかったところはほかできちんと、人権教育というのはすべての基本になる場所ですから、ほかのところを押さえられていればオーケーと、そういう解釈をしているので、そこがだから問題を押さえられているかどうかという質問が一つです。

それから要望の1つ目は、先ほど新しく加えたものを作って、従来からやっているものは表記しなかったという意味の発言がございましたが、何も継続されるものでも重点というのはやっぱりきちんと上げていかないといけないと思いますので、この表記の仕方について、やっぱり今後教務主任あるいはもっと一番は教務主任がつくって校長さんがきちんと組織と

して点検、管理しているかどうか、学校組織のものになっているかどうかということを中心にやっていたきたいというのが一つ。

要望の2つ目。これはあくまでも届けですから、問題は、これがどう毎日の教育活動の中で実施されているか、実践されているかということがもっとこれ以上に重要だと思いますので、我々も学校訪問の折にこれをきちんとやっぴり見ていかなければいけないと思いますが、もちろん学校は温かく支えるという意味で見るとはすけれども、その評価する厳しい目ではございませんけれども、これが指導主事の方が訪問したときに届けがきちんと遂行されているかどうかということ、把握するということが大事ですので、その点をお願いしたいということの要望、以上2点、質問が1点でございました。

**古木委員長** お答えを、それでは堀田統括指導主事。

**堀田統括指導主事** ご質問の1点目ですが、こちらの学校につきましては、イの「思いやりの心、社会規範の育成、道徳教育の一層の充実」、こちらのほうが一番に取り上げられておまして、人権教育を推進するという名称はございませんが、思いやりの心をはぐくむ、また子ども一人一人を輝かせるために個への指導の充実、個一人一人を見守っていくというようなことで明記されておりますし、また人権教育にかかわるところで、社会のために役立つとする意識をはぐくむ教育を充実させるということが明記されておりますので、人権教育という名称はございませんが、人権教育の内容に関することは明記されております。

**中村委員** 押さえられているということですね。

**堀田統括指導主事** はい。

**樋口指導課長** いろいろなご質問ありがとうございました。

基本方針のところにつきましては、校長の本年度の自己申告、つまり職務目標を掲げての自己申告の折に、教育長、部長から立川の非常に大きな特色であります市民と連携した学校教育の推進をしてほしいというようなお話はさせていただいておるということを一言つけ加えさせていただきたいと思います。

それから、特色ある教育活動でございますけれども、委員のご指摘のとおりだなというふうに思います。学校が特色あるものとして出しているものを整理をさせていただいておりますけれども、特色ある教育活動というのは、立川の地域に根差した、もう一言言えば、市民と連携しという言葉も加わるでしょうか、地域に根差した教育活動というのが、やっぱり特色ある教育活動であると理解しております。

それから、私どものほうで、このことを特色ある教育活動にさせていただいて構いませんと、先ほど牧野委員からおっしゃられました移行期に入るということで、何かと申しますと、学習指導要領中学校総則に部活動を教育課程との関連において進めていくというようなことが出されております。総則で、初めて部活動が加わりましたけれども、それを受けて第六中学校のほうは部活動の充実ということを特色ある教育活動の一つに昨年度から位置づけているというあたりで、ただ、これが実質的にどういうふうに教育課程との関連が図られるかとい

うのは、やはり今後十分な把握をしていきたい、そういうふうに思っておるところでございます。

いろいろなご指摘、ご質問を受けまして、今後のやはり学校の教育課程の適正な実施の把握というのは、指導主事の大きな役割というか、もうそれが主たる役割でございますので、私どもも学校が適切な教育活動が行われるように進めていきたいと思っております。いろいろなご意見いただきましてありがとうございました。

**古木委員長** ありがとうございました。

## 報 告

### (2) 夏季休業中並びに夏季休業前後の生活指導について

**古木委員長** では、報告1についてこれで終わらせていただいて、報告2 夏季休業中並びに夏季休業前後の生活指導についてをご報告を堀田統括指導主事よりお願いいたします。

**堀田統括指導主事** お手元の資料「夏季休業中並びに夏季休業前後の生活指導について（通知）」をごらんください。

昨年度に加えた内容についてご説明させていただきます。

1番の(1)、こちらは昨年度なかった内容です。「自他の生命を尊重する指導を徹底し、健康で充実した生活を送ることができるよう、平素から児童・生徒の様子を注意深く観察するとともに、長期休業に向けた学業や生活面での相談等を積極的に行うなど、きめ細かい指導を継続して実施する。」

(4)番、新たに加えられた文章なのですが、2行目の「情報モラルについて、道徳の授業をはじめ日頃の教育活動の中で児童・生徒に指導するとともに、被害にあったときの対応について、「なくそう『ネットいじめ』」(平成20年3月立川市教育委員会)のリーフレットを活用するなど、家庭と連携して注意を促し、その対処方法についても知らせていく。」

3点目ですが、(5)番、下の3行になります。「また、」からです。「また、喫煙、飲酒も含めた薬物乱用の防止も図る必要がある。そして、家庭と連携して注意を促し、万引き、家出などの非行防止の徹底にも努める。」というところです。

1枚めくっていただきまして(9)番、こちら追加事項がございます。「水泳事故や熱中症の防止に努め、プールや海、」その次「川など」という文言を新たに入れました。「川など」というところを入れたというところです。

続きまして、大きな2番、「夏季休業中に一人一人に応じた教育活動の充実を図る」というところで(3)番、こちらに新たに入れた文言としまして「長期欠席者」という文言を入れました。

続きまして、(3)番右側になりますが「をはじめ学校生活に適応が難しい児童・生徒には、」その次「夏季休業を活用して家庭訪問・個人面談等を行うなど」という文言を加えました。

以上が今年度新たに加えた文言についてです。よろしくお願いたします。

**古木委員長** ご説明を終わりました。何かご質問ございますか。

〔「結構です」との声あり〕

**古木委員長** ありがとうございました。

## 報 告

### (3) 熱中症事故の防止について

**古木委員長** それでは、報告の3番、熱中症事故の防止について、樋口指導課長。

**樋口指導課長** 資料、続きまして、熱中症を防ごうという資料がございますけれども、ことしの、これからの夏に向けての熱中症の予防についての指導課での取り組みについてご報告をさせていただきたいと思います。

ご案内のとおり、昨年8月に多摩地区の市立中学校で、夏季休業中の体育館での部活動の練習中に熱中症で生徒が死亡するというような事故がございました。

このようなことからかんがみまして、本年度はより熱中症を予防していこうというようなことで、私どもの方策を行っているところについてご説明させていただきます。

まず、校長会、副校長会におきまして、今ごらんいただいております文部科学省の資料の配布と同時に、環境省からも「熱中症環境保健マニュアル2008」という最新版の資料約60ページになりますけれども、これをダウンロードして、これも配布をさせていただきました。

それから、熱中症につきましては、やはり湿度との関係が非常に多うございますので、大変熱中症にもなりやすい、気温で申し上げますと26度ぐらいから湿度五、六十%になると、かなり危険な、かなり注意を要する状況にもなります。そのような意味で、私ども指導課の予算の中で、室温計を18台購入をいたしまして、7月3日の日に各学校へ2台室温計を配付いたしました。湿度と温度との関係で、熱中症の予防に努めていただき、特に申し上げたようにやっぱり湿度50%を超えますと、気温が30度以下であっても指導者は非常に注意を要しなければならない、そのようなことでございます。新たなことで、室温計を各学校に配付をさせていただきました。

それから、この資料での最後のところでございます。いじめレターの前のところになるかと思っておりますけれども、国立環境研究所が、熱中症の暑さ指数、WBGTの予報値と速報値を毎日流してございます。

ここに、携帯電話などで取り込めるバーコードリーダーを示してございます。私もこれを取り込んでございますけれども、管理職はこれを取り込んで役立ててくださいと、一つの参考にしてくださいということで、これについて周知しております。

本日でございますと、本日は24時まで緑の色になっております。注意という状況だということがすぐに携帯電話などで見ることができます。

あわせて、きょう添付させていただいて、一番最後のファクス送信票がございますけれども、私ども指導課でも、指導主事が朝このサイトを見て、本日の予想される暑さ指数を確認して、危険な状態、例えば東京地方何時から何時嚴重注意とか、運動は原則禁止、このよう

な情報が出たらすぐに学校のほうへファクスで送って注意を促すと。ただ、これは一つの目安でございますので、最終的にはやっぱり各学校の状況があると思いますので、校長先生のご判断で部活動の状況をご指導いただきたい、このような手だてをとっているというところでご報告をさせていただきます。

以上です。

**古木委員長** ありがとうございます。

牧野委員。

**牧野委員** 今やっているかどうかわかりませんが、昔、熱中症の、もしくは外での活動中止云々という幕を垂らした覚えがあるんですよ。危険だから外の運動はやめなさいとかというのを校舎の上のほうから垂らして、それを見て日陰に入るとか、そういうことをやった思い出があるんですけども、最近はそのような指導はありませんけれども、何らかの形で、外でクラブ活動、特に中学校などは夏休みのクラブ活動などありますから、何らかの形で傾向を知らせるという方策をやっぱり考えていかなければいけないのでは、いいことは昔に戻ってもいいのかなと思うんで、方策があればまた考えなければいけないのではないかなと思います。布きれ1枚ですから、そんなことをちょっと。

**古木委員長** ただいまの牧野委員のお話は、かつて杉並に初めて日本で発生した光化学スモッグのそのときに対する対応だと思うんです。

**牧野委員** そうです。

**古木委員長** そうですね。熱中症になると、今度はそういう高温とか、あれは高温になって、無風の状態で発生するんですけども、光化学スモッグは。今度、先ほど指導課長がおっしゃったように、湿度が高いと二十五、六度でも熱中症は、汗が出ませんから、高湿度になりますと、そうすると、熱中症が起きるんです。

今の牧野委員のお話で、光化学スモッグ警報が出たらすぐにそれは退避するように放送が流れると思うんですが、今その辺はそういう対応もなさっているんでしょうか。

小林総務課長。

**小林総務課長** 市のほうでは、光化学スモッグ警報、注意報が出たときには、庁内の周知を図るとともに、その情報が総務課のほうに入りますので、その情報を各学校にファクス等でご連絡はしております。

**古木委員長** ありがとうございます。牧野委員。

**牧野委員** それはそれでいいんです。ただ、各学校が問題なんです。活動しているのは各学校ですから、だから各学校長もしくは保護者も含めて、そういう情報が市から流れた場合の対応策があります。やっぱり考えておかないと、内容を。その辺は最後のこの例の校長会の場で火急にしろこういったことをやる場合に、一言何か添えておいてもらったほうが、事故が起きた場合にそれに対応していたのか、していなかったのかという追及がありますから、ちょっと一言でいいから言っておいてもらおうと違うのかなと。それだけの危惧です。

**古木委員長** よろしくお願いいたします。樋口指導課長。

**樋口指導課長** 毎日、私どもこの予防サイトを見ているんですけども、今のところ運動原則禁止というような非常な警戒的なものはまだ安心なことに出ておりませんが、今後、このファクスの送信票も少し整理し直して、今のご指摘を生かしたいというふうに思います。ありがとうございました。

**古木委員長** ありがとうございました。

## 報 告

### (4) 「いじめの悩み相談レター」について

**古木委員長** それでは、報告の4番、「いじめの悩み相談レター」についてをご報告を樋口指導課長、お願いいたします。

**樋口指導課長** 「いじめ悩み相談レター」の配布ということで、4月より本年度もこの「いじめの悩み相談レター」の取り組みを開始いたしますのでご報告させていただきます。

本市におきますいじめ問題に関する取り組み、平成18年度から実施しておりますいじめ解消旬間につきましては、本年度もいじめ解消旬間を年3回実施をいたします。

各学校で2週間程度、年3回において、いじめにかかわる、あるいは思いやりとかそのような心をはぐくむような教育活動の一つのポイント週間ということで、本年度も実施をいたします。

学校だよりなどを見ましても、今いじめ解消旬間ですということで、保護者のほうにも各学校で周知をしていただいています。と同時に、本年度も同様に人権教育担当者会議も年3回実施をいたします。

本年第1回は7月4日に人権教育担当者会議、全29校の担当者を集めまして開催いたしました。本年度は、講師などもお呼びして啓発に努めたいと思っております。7月4日の会議では、webカウンセリング協議会の安川雅史さんにおいでいただきまして、とりわけ今ネットいじめと言われる問題について、事例を挙げながらご講演をいただいたところでございます。

「いじめの悩み相談レター」につきましては、本年度は文章を昨年度よりも整理をさせていただきます。直接ひどい言葉を友達に言ったり、集団で無視するだけでなく、間接的に携帯電話などを使って友達に嫌な思いをさせたりと、そのような文言も今回は加えさせていただきます。また昨年東京都で行われました東京都の中学校の生徒会長サミットのいじめ撲滅宣言、この一部分を抜粋掲載をして、子どもたちや保護者に読んでいただきたいというふうに思っております。

この相談レターにつきましては、以前もご報告をさせていただいておりますけれども、いじめの問題があったら何とかしてあげますよということではなくて、そうではなくてやはり自分たちの問題として、あなたが一歩踏み出せるように私たちは応援していきますと、そういうような基本的な考え方でつくらせていただいております。

校長会で、副校長会におきまして、ぜひ教員がきちんと読んで趣旨を十分理解して配布するようにということをお願いをさせていただきます。

本年度のいじめ問題への取り組みも含めましてご報告させていただきました。

以上です。

**古木委員長** ありがとうございました。

## 報 告

### (5) 中学校職場体験学習について

**古木委員長** それでは、次に参ります。報告5番、中学校職場体験学習について、樋口指導課長、お願いいたします。

**樋口指導課長** それでは、黄色のパンフレットでございますけれども、立川市立中学校職場体験学習受け入れのお願いというようなパンフレットでございます。

昨年度から全校で職場体験学習を実施をいたしまして、その反省の中で、やはり事業所が学校から頼まれたけれども、何をやっていいのだろうかと、そういうことが具体的に伝えられていないなどのお話もございました。

それを受けまして、本年度、ご協力をいただいている全事業所に対しまして、学校を通じて澤教育長の受け入れていただいたお礼状とともに、このパンフレットを配布させていただいております。

職場体験学習のねらい、そしてどのような活動であるのかということ、そして一番最後のページでございますけれども、具体的にはその職場の体験を通じてこんなことを学習させたいんだ、そんなようなことを明示させていただいております。

あわせて、そこに本年度の職場体験学習の実施の予定ということで、三中ではもう取り組みが終わりまして、本日まででございますが、四中が2年生が実施をしております。

本年度は、担当指導主事が、すべての事業所は回れませんけれども、巡回をして事業所に対して受け入れの御礼を直接回らせていただいております。

私も時間を見て幾つか事業所を回りたいというふうに思っております。子どもの様子も把握したいというふうに思っております。

以上です。

**古木委員長** ありがとうございました。よろしくお願いいたします。

## 報 告

### (6) 平成19年度中学校給食アンケート調査の結果について

**古木委員長** 次に、報告6番に移ります。平成19年度中学校給食アンケート調査の結果について、石井学校給食課長よりお願い申し上げます。

**石井学校給食課長** それでは、学校給食課から報告いたします。

学校給食課では、平成19年11月12日から26日にかけて、立川市内全中学校9校の全生

徒を対象に中学校給食に関するアンケート調査を実施いたしました。

調査につきましては、本市で実施しております弁当併用外注昼食が、全校実施後5年経過いたしまして、生徒への定着が図られましたこの時期に、その実態を把握するとともに、生徒からの意見を受けまして、今後の給食事業推進に活用していくということを目的として実施したものであります。

その結果を事前にお送りいたしました「平成19年度中学校給食アンケート調査結果報告」のとおり取りまとめましたので報告いたします。

対象人数3,793名に対しまして、90.6%に当たります3,437名からの回答をいただいたものでございまして、この結果を踏まえまして今後中学校給食の運営に役立ててまいりたいと考えております。

以上でございます。

**古木委員長** ありがとうございます。

何かご質問ございませんか。

ご質問がないようですので、報告6件これにて終了いたします。

#### **その他**

**古木委員長** 次に、その他でございます。その他について、何かご発言ございますか、委員の皆さん。特にございませんか。

#### **閉会の辞**

**古木委員長** ないようですので、本日の案件、議案報告をすべて終了いたしました。

これで、第13回の定例会を閉会することにいたします。

次回は、第14回定例会を7月24日、いつもと違いまして午前10時より当会議室にて開きますので、ご予約をお願いいたします。

本日の会議はこれにて終了いたします。長時間ありがとうございました。

午後 2時30分閉会

署名委員

.....

委員長